

令和3年12月15日	公 表
令和3年12月24日	一部変更
令和4年4月26日	一部変更
令和4年5月20日	一部変更
令和4年8月8日	一部変更
令和4年8月22日	一部変更
令和4年10月11日	一部変更
令和4年11月25日	一部変更
令和4年12月26日	一部変更
令和5年1月20日	一部変更
令和5年1月25日	一部変更
令和5年2月10日	一部変更
令和5年3月1日	一部変更

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和4年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和4年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」と

- 1 -

いう。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

4,258.2トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	72.9
青森県	346.9

- 2 -

岩手県	94.1
宮城県	83.5
秋田県	39.5
山形県	23.3
福島県	13.5
茨城県	29.3
千葉県	86.2
東京都	10.5
神奈川県	48.0
新潟県	120.2
富山県	120.9
石川県	127.5

- 3 -

福井県	43.1
静岡県	37.5
愛知県	0.1
三重県	46.5
京都府	40.8
大阪府	0.1
兵庫県	17.4
和歌山県	36.5
鳥取県	16.3
島根県	118.6
岡山県	0.6
広島県	0.2

- 4 -

山口県	127.5
徳島県	24.8
香川県	0.6
愛媛県	18.4
高知県	93.5
福岡県	25.4
佐賀県	17.1
長崎県	890.4
熊本県	19.1
大分県	3.9
宮崎県	20.0
鹿児島県	22.5

- 5 -

沖縄県	0.1
-----	-----

### 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,129.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	48.4
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	15.7

## 第二 くろまぐろ（大型魚）

### 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

- 6 -

6,789.4トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	348.0
青森県	588.8
岩手県	66.6
宮城県	33.2
秋田県	33.7
山形県	14.4

- 7 -

福島県	1.8
茨城県	8.3
千葉県	61.8
東京都	40.6
神奈川県	8.8
新潟県	69.6
富山県	17.1
石川県	30.6
福井県	18.6
静岡県	27.3
愛知県	1.0
三重県	26.6

- 8 -

京都府	28.6
大阪府	1.0
兵庫県	11.6
和歌山県	32.2
鳥取県	6.5
島根県	30.2
岡山県	0.5
広島県	1.0
山口県	32.5
徳島県	9.6
香川県	0.5
愛媛県	2.0

- 9 -

高知県	20.2
福岡県	9.1
佐賀県	8.6
長崎県	184.6
熊本県	5.6
大分県	7.0
宮崎県	22.5
鹿児島県	15.7
沖縄県	196.4

### 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

- 10 -

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,129.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,795.9
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	22.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	10.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	747.1